

## 告 示

### 埼玉県告示第八百五十八号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の二第二項の規定により、吉見町から吉見町の区域内において行われた（仮称）東松山都市計画事業西吉見南部土地区画整理事業について環境影響評価事後調査書の提出があったので、同条例第三十条の三の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東松山環境管理事務所

吉見町地域振興課

東松山市環境保全課

坂戸市環境政策課

川島町町民生活課

#### 二 縦覧の期間

平成三十年八月三日（金）から平成三十年九月三日（月）まで（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）